

八幡浜地区施設事務組合規約

〔昭和44年7月17日〕
〔愛媛県指令地第383号許可〕

改正	昭和45年 3月28日		昭和54年 4月 1日愛媛県指令	第223号
	昭和58年 4月 1日愛媛県指令	第183号	昭和60年 4月 1日愛媛県指令市	第216号
	平成 5年 3月12日愛媛県指令市	第257号	平成 7年 4月 1日愛媛県指令市	第373号
	平成11年12月17日愛媛県指令市	第1322号	平成16年 4月 1日規約	第1号
	平成17年 7月26日愛媛県指令市	第558号	平成19年 1月24日愛媛県指令18市第1255号	
	平成20年 1月21日愛媛県指令19市第1100号		平成28年10月24日愛媛県指令28市 第662号	
	令和 3年 4月 9日愛媛県告示	第475号	令和 6年10月29日愛媛県指令 6市 第653号	

(組合の名称)

第1条 この組合は、八幡浜地区施設事務組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は、八幡浜市及び伊方町（以下「関係団体」という。）をもつて組織する。

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する施設の設置、管理及び運営に関する事務
- (2) 消防組織法（昭和22年法律第226号）及び消防法（昭和23年法律第186号）に定める消防事務（消防団及び消防水利に関する事務を除く。）
- (3) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所である一次救急休日・夜間診療所の設置、管理及び運営に関する事務
- (4) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第62条第1項の規定に基づく高圧ガスを消費する者に対する立入検査に関する事務
- (5) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第38条の3の規定に基づく液化石油ガス設備工事の届出の受理に関する事務
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

第 8 条第 1 項に規定するし尿処理施設の設置、管理及び運営に関する事務

- (7) 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する緑地である神越緑地の設置、管理及び運営に関する事務
（組合の事務所の位置）

第 4 条 組合の事務所は、八幡浜市保内町喜木 1 番耕地 5 番地 2 に置く。
（組合の議会の組織及び議員の選出方法）

第 5 条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という、）の定数は、14 人とし、関係団体ごとの定数は、次のとおりとする。

八幡浜市 9 人

伊方町 5 人

2 組合議員は、次の者をもつて充てる。

- (1) 関係団体の長
(2) 関係団体の議会の議長
(3) 八幡浜市及び伊方町の議会の議員のうちから選任された者それぞれ 7 人及び 3 人

3 前項の規定により、組合議員となつた関係団体の長が第 8 条第 2 項又は第 3 項の規定により、組合長又は副組合長に選任されたときは、その在任期間中、組合議員としての資格を失う。

4 前項の規定により、関係団体の長が組合議員としての資格を失つたときは、当該関係団体の副市町長をもつて組合議員にあてる。

5 第 2 項第 3 号の規定により選挙された組合議員に欠員を生じたときは、当該組合議員を選挙した市又は町の議会において、速やかに欠員を補充しなければならない。

（組合議員の任期）

第 6 条 組合議員の任期は、それぞれ当該関係団体の長、議会の議長及び議会の議員の任期による。

2 前条第 4 項の規定により、組合議員となつた者の任期は、組合議員となつた副市町長が属する関係団体の長が、同条第 3 項の規定により組合議員の資格を失うことになる期間とする。

（議長及び副議長）

第7条 組合の議会（以下「組合議会」という。）に議長及び副議長各1人を置く。

2 組合議会は、組合議員のうちから議長及び副議長を選出する。

3 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

（執行機関の組織及び選出方法）

第8条 組合に組合長、副組合長及び会計管理者各1人を置く。

2 組合長は、組合議会において関係団体の長のうちから選挙する。

3 副組合長は、組合長が組合議会の同意を得て、関係団体の長のうちから選任する。

4 会計管理者は、組合長の属する関係団体の会計管理者をもつてこれに充てる。

（組合長及び副組合長の任期）

第9条 組合長及び副組合長の任期は、それぞれ当該関係団体の長として在任する期間とする。

（職員）

第10条 組合に必要な職員を置き、その定数は条例で定める。

2 前項の職員は、組合長がこれを任免する。ただし、消防職員のうち消防長以外の職員については、組合長の承認を得て消防長が任免する。

（監査委員）

第11条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、組合長が組合議会の同意を得て関係団体の監査委員のうちから選任する。

3 監査委員の任期は、当該関係団体の監査委員の任期による。

（職務）

第12条 組合長は、組合の事務を統轄し、組合を代表する。

2 副組合長は、組合長を補佐し、組合長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（経費の支弁方法）

第13条 組合の経費は、関係団体の負担金並びに補助金、寄附金及びその他の収入をもつて充てる。

2 前項の負担金の関係団体間の負担割合は、別表のとおりとする。

3 し尿処理施設（一楽園）の余剰金又は解散の必要のある場合の財産分配等は、関係団体の協議により別表第2項第3号に規定する割合に応じて分配することができる。

附 則

この規約は、知事の許可のあつた日から施行する。

附 則（昭和45年3月28日）

この規約は、知事の許可のあつた日から施行する。

附 則（昭和54年愛媛県指令第223号）

この規約は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年愛媛県指令第183号）

この規約は、知事の許可のあつた日から施行する。ただし、第3条に4号を加える改正規定（同条第3号に係る部分のうち、消防施設の整備及び消防職員の採用に関する事務を除く。）は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年愛媛県指令第216号）

この規約は、知事の許可のあつた日から施行する。

附 則（平成5年愛媛県指令市第257号）

この規約は、知事の許可のあつた日から施行する。

附 則（平成7年愛媛県指令市第373号）

この規約は、知事の許可のあつた日から施行する。

附 則（平成11年愛媛県指令市第1322号）

1 この規約は、平成12年4月1日から施行する。

2 この規約による改正前の八幡浜地区施設事務組合規約第3条第2号に定める事務の清算事務については、この規約施行後も、組合が共同処理する。

附 則（平成16年規約第1号）

この規約は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年愛媛県指令市第558号）

この規約は、知事の許可のあつた日から施行する。

附 則（平成19年愛媛県指令18市第1255号）

1 この規約は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規約の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

3 前項の場合においては、この規約による改正後の規約第8条第1項、第4項及び第9条の規定は適用せず、この規約による改正前の規約第8条第1項、第4項及び第9条の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成20年愛媛県指令19市第1100号）

1 この規約は、平成20年4月1日から施行する。

2 組合は、従前の八・西衛生事務組合の事務を継承する。

3 改正後の八幡浜地区施設事務組合同規約別表第2項第3号の規定にかかわらず、し尿処理施設（一楽園）の昭和58年度から平成元年度までの間に起こした地方債の平成6年度以降の償還に係る関係団体の負担割合は、次の表のとおりとする。

割	合
八幡浜市	71.00%
伊方町	29.00%

附 則（平成28年愛媛県指令28市第662号）

この規約は、愛媛県知事の許可のあつた日から施行する。

附 則（令和3年愛媛県告示第475号）

（施行期日）

1 この規約は、令和3年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この規約による改正後の八幡浜地区施設事務組合同規約別表の規定は、令和3年度以降の関係団体の負担割合について適用し、令和2年度以前の関係団体の負担割合については、なお従前の例による。

附 則（令和6年愛媛県指令6市第653号）

（施行期日）

1 この規約は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この規約による改正後の八幡浜地区施設事務組合同規約別表の規定は、令和7年度以後の関係団体の負担割合について適用し、令和6年度以前の関係団体の負担割合については、なお従前の例による。

別表（第13条関係）

関係団体の負担割合

1 議会費及び総務費の負担割合

割		合	
均	等	割	50%
人	口	割	50%

2 施設の整備、運営及び管理費の負担割合

(1) 特別養護老人ホーム

割		合
人	口	割

(2) 一次救急休日・夜間診療所

割		合
人	口	割

(3) し尿処理施設（一楽園）

割		合		
八	幡	浜	市	60.00%
伊	方	町		40.00%

3 消防組織法及び消防法に関する事務並びに高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に関する事務に要する経費の負担割合

(1) 経常経費（次号に掲げる経費以外の経費）

割		合	
均	等	割	40%
基準財政需要額割		60%	

(2) 事業費1千万円以上の投資的経費

割		合	
均	等	割	50%
基準財政需要額割		50%	

備考

- 1 関係団体の人口割の人口は、直近の国勢調査の実績によるものとする。
- 2 基準財政需要額割は、地方交付税法（昭和25年法律第211号）第11条の規定により算出される関係団体の当該年度の消防費に係る基準財政需要額割とする。